

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえた対応について

令和3年4月26日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

4月23日、東京、京都、大阪及び兵庫の4都府県に4月25日から5月11日までの期間、特別措置法に基づく緊急事態措置が適用されることとなりました。また、愛媛県に4月25日から5月11日までの期間、特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が適用されることになるとともに、宮城県と沖縄県に適用中の重点措置について5月11日まで期限が延長されることとなりました。

引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用

テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用

出張はTV会議等を活用する等原則控える

以上